第明三治二十五種郵便物認可

平成２３年（フ）第２４２号
京都市下京区七条御所ノ内本町89番地２　木崎コーポラス105号
債務者　山﨑　廣司
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４６５号
神戸市東灘区御影山手２丁目22番22号　２Ａ号
債務者　若山　瑞恵
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６１７号
神戸市東灘区深江南町４丁目７番22号　301号
債務者　緒方　季子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３２号
神戸市北区桂木３丁目22番地の９
債務者　森　　祐子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９９号
神戸市北区有野台８丁目18番地の４
債務者　平野　孝志
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２００号
神戸市北区有野台８丁目18番地の４
債務者　平野　清香
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０１号
神戸市兵庫区永沢町３丁目５番７―404号
債務者　塚本　紀子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９６５号
兵庫県西宮市山口町上山口1204番地２ボヌールヤマキ102号
債務者　吉田　英明
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７９号
兵庫県尼崎市水堂町１丁目４番３号
債務者　税所　順子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８１号
兵庫県尼崎市大庄西町１丁目27番14号
債務者　上釜　久雄
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９８号
兵庫県尼崎市西大物町７番５号
債務者　竹村　理沙（旧姓礒見）
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１１７号
兵庫県西宮市上甲子園４丁目13番12―105号
債務者　恒吉　雅代
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１２５号
兵庫県尼崎市稲葉荘２丁目21番15号　ハイムプロミネンス稲葉荘201、前住所兵庫県尼崎市大庄中通１丁目32番地の３
債務者　中島　孝子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１３６号
兵庫県西宮市甑岩町８番24号
債務者　山本規久子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４３号
兵庫県尼崎市水堂町２丁目４番１号栄マンション３―Ｄ
債務者　松尾　真一
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１５１号
兵庫県尼崎市戸ノ内町５丁目３番３―308号
債務者　山川　宗和
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１５２号
兵庫県尼崎市戸ノ内町５丁目３番３―308号
債務者　山川　富江
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係